

神奈川県立海老名高等学校同窓会会則

第一章 総 則

- 第一条 本会は神奈川県立海老名高等学校同窓会と称する。
- 第二条 本会は本部及び事務局を神奈川県立海老名高等学校内に置く。
- 第三条 本会は会員相互の親睦をはかると共に、協力して母校の発展に寄与することを目的とする。

第二章 会 員

- 第四条 本会は次の各号に該当する者によって構成する。
- 一、正会員（卒業者）
 - 二、準会員（中途退学者及び転学者のうち入会を希望する者）
 - 三、特別会員（現・旧職員）
- 第五条 一、会員は本会の目的達成のための努力及び協力を求められる。
- 二、会員は住所・職業・身上等に異動があった時はそのつど事務局に通知しなければならない。

第三章 組 織

- 第六条 本会は次の機関を置く。
- 一、総会（本会の最高機関）
 - 二、幹事会（本会の議決機関）
 - 三、役員会（本会の執行機関）
- 第七条 総会は全会員によって構成し、幹事会の定める日に開催する。
但し、別に各卒業年度毎の総会を開催することができる。
- 第八条 一、幹事会は役員及び各卒業年度のクラス毎に1名ないし2名ずつ選任された幹事によって構成する。
- 二、幹事に欠員が生じたときは速やかに補充しなければならない。
- 第九条 一、幹事会の定例会は毎年1回開催する。
- 二、役員会は幹事会の開催を決定することができる。全幹事の4分の1以上の要求があれば、役員会はその開催を決定しなければならない。
- 第一〇条 幹事会は次の各号に定める事項を審議・議決する。
- 一、決算及び過年度の事業報告
 - 二、予算及び次年度の事業計画
 - 三、役員の選任
 - 四、総会の開催及び運営
 - 五、会則の改正
 - 六、その他
- 第一一条 一、幹事会の議長は会長がその任にあたる。
- 二、幹事会に関する記録等は事務局が統括する。
- 第一二条 幹事会の議事は別に定める場合の他は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 第一三条 役員会は次の各号に定める役員によって構成する。役員の分掌は内規による。
- 一、会長（本会を代表し会務を統括）一名

二、副会長（会長を補佐し会長に事故ある時はその任を代行）一名

三、事務局長（事務局を代表し会計を管理）一名

四、総務（分掌に応じて会務を執行）若干名

五、監査（事業及び会計について監査し幹事会へ報告）二名

第一四条 役員の選任は正会員の中から役員会で推薦した者についての幹事会の承認による。

第一五条 役員の任期は4月1日より1年とし、再任を妨げない。欠員の補充による役員の任期は前任の残期間とし、再任を妨げない。

第一六条 各卒業年度の幹事から2名ずつの学年代表を選任する。学年代表は役員に準じるものとする。

第一七条 役員会は次の各号に該当する場合に開催する。但し、議事の内容により持ち回りとすることができる。

一、会長が必要と認めた場合

二、役員の3分の1以上の要求があった場合

第一八条 役員会の決定は全会一致を原則とする。

第一九条 一、本会の一般事務を統括し、会計を管理するために役員会の下に事務局を置く。

二、事務局長は役員会の承認を得てこれを補佐する運営委員を任命することができる。

第4章 会計

第二〇条 一、本会の経費は正会員又は準会員が納入する入会金及び利息その他の雑収入を以って充当することを原則とする。

二、本会の入会金は1人二千円とする。

第二一条 一、前条の他に会員から費用を徴収する場合は幹事会の承認を得なければならない。

二、寄付はその目的及び使途が明瞭かつ適正なものに限り事務局を通じて会長が受領する。寄付があった時は、会長は役員会及び幹事会にその旨報告しなければならない。

第二二条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

第二三条 一、本会の会計は幹事会の議決に基づいて役員会が執行する。

二、役員会は毎会計年度の予算を作成し、幹事会に提出してその審議を受け議決を得なければならない。

三、予見し難い予算の不足に充当するため、幹事会の議決に基づいて予備費を設け役員会の責任でこれを支出することができる。但し、全ての予備費の支出について、役員会は事後に幹事会の承認を得なければならない。

四、本会の収入支出の決算は全て幹事会に報告し、承認を得なければならない。

第五章 改正

第二四条 一、本会則の改正は幹事会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

二、本会則の改正があった時は、会長はできるだけ速やかに全会員に通知しなければならない。

第六章 附則

第二五条 一、本会則は旧会則（昭和57年2月28日発行）における改正手続きを経たのち、平成元年4月1日に遡って施行する。

二、平成元年4月1日以後、本会則の制定の日（平成元年5月14日）までに決定あるいは執行されたものについては本会則の規定に従つたものとみなす。